

令和4年3月24日

学生 各位

教育担当理事・副学長  
鶴原 清志

### 遠隔授業の単位制限について（重要）

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあり国内外において急速に教育・研究のオンライン化が進み、本学においても令和2年度より多くの授業を遠隔授業に切り替える等で本学における教育・研究を継続させてきました。

令和4年度は、可能な限り対面授業を実施する予定ですが、各学部・研究科の判断で遠隔授業を活用した方が教育効果を有する科目については、遠隔授業を残します。

遠隔授業は、大学設置基準及び本学学則により、卒業要件として認定できる単位数に制限があります。本学では下記のとおりとなりますので必ずご確認ください。

なお、遠隔授業か否かは、履修申告（UNIPA）時の授業科目名で確認することができ、【遠隔】と付されている科目が該当します。シラバスでも確認することが可能です。

例：【遠隔】○○○○概論 等

※【遠隔】と付されている授業であっても全授業回が遠隔授業を指すものではありません。

各自履修にあたっては必ず授業の形態を授業科目名等より確認の上、計画的に履修してください。

### 記

#### 卒業要件として認定できる遠隔授業の単位制限について

科目	区分	制限単位数
教養教育科目	共通カリキュラム	12単位まで
	目的別カリキュラム	48単位まで ※
専門教育科目		

※卒業の要件が124単位を超える学部・学科等においては、超えている単位数分は、教養教育科目における目的別カリキュラム及び専門教育科目の制限単位数に加算するものとする。

※令和2年度及び3年度において修得した遠隔授業の単位数については、制限の対象外となる。